

6 県立自然公園普通地域の届出基準

区 分	届出を要する行為の基準（条例第29条第1項、施行規則第17条）
1 工作物の新、改、増築	
建築物	延べ面積1,000㎡超又は高さ13m超
以外の工作物	(1)送水管 70m超 (2)鉄塔 高さ30m超 (3)船舶係留施設 長さ50m超 (4)ダム 高さ20m超 (5)鋼索鉄道 延長70m超 (6)索道 傾斜巨長600m又は起点と終点の高低差200m超 (7)別荘地用の道路 幅員2m超 (8)遊戯施設(除建築物) 高さ13m超又は水平投影面積1,000㎡超 (9)太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡超
2 広告物等の設置	原則としてすべて該当
3 鉱物の採掘又は土石の採取	300㎡超又は高さ5m超の法を生じる切土又は盛土 (露天掘りでない方法により行われるもの又は宅地内において行われるものを除く。)
4 土地の形状変更	300㎡超又は高さ5m超の法を生じる切土又は盛土 (上記の工作物、以外の工作物の新、改、増築のために行われるもの又は宅地内において行われるものを除く。)
5 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為	原則としてすべて該当
6 水面の埋立て又は干拓	原則としてすべて該当 (宅地内において行われる池沼等の埋立を除く。)
届出書提出部数 (窓口 = 市町)	1 部 (行為所在地の各市町自然公園担当課)